

平成29年12月28日

総務省 総合通信基盤局長
渡辺 克也 殿

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊

「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について(総基料第162号(平成29年9月8日))」に基づき、別紙のとおり報告いたします。

1. 県間通信用設備との接続に関して取得する金額の適正性・公平性・透明性の確保

第一種指定電気通信設備との接続に際し、接続点と第一種指定電気通信設備との間で通信が經由する電気通信設備(第一種指定電気通信設備を除く。)との接続に関し接続事業者から取得する金額について、その適正性・公平性・透明性を確保するための方策について検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

- 現在、県間設備との接続に関する機能のうち、ISP事業者等との接続で利用する「IP通信網県間区間伝送機能」及び「IP通信網県間区間回線管理機能」の接続料については、自主的に「非指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、非指定約款)に規定し、公表しています。
- 非指定約款に規定し、公表することによって、どの事業者においても同等の条件で接続することができることを定めることで、接続料の透明性と公平性を確保しているところです。
- また、非指定約款を公表することで、接続事業者、接続要望事業者は県間設備の料金・提供条件の内容や設定方法等について、問合せ・確認・要望することが可能となっています。当社はそうした問合せ等に対して、可能な限り、具体的な説明を行うことで、当社の接続料が市場環境等を勘案した適正なものであることをご理解いただくよう努めているところです。
- 現在、接続要望事業者と協議を進めている優先転送機能の県間接続料について、接続要望事業者が当社より提供した情報に基づき検証された結果、当社提示水準が接続要望事業者試算水準と比べ、数倍高額であるというご意見をいただきました。当該水準差は、県間設備の構成や設備量について、接続要望事業者が想定されるものと当社が実際に調達等しているものとの違いによると考えられることから、当社より接続要望事業者に対し、検証の前提となる設備構成や設備量等について情報交換したい旨、提案していましたが、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集において、「これ以上の検証は限界と考えており、総務省において検証を行っていただきたい」とのご意見が提出されました。
- 当社としては、お互いに県間設備を構築・調達している事業者同士であるからこそ、双方提供可能な情報をすり合わせることで、相互理解を深めていくことは可能と考えており、当社は、今後とも、接続要望事業者との合意に向けて、当社の接続料が市場環境等を勘案した適正なものであることをご理解いただくよう努めていく考えです。
- また、音声通信のIP-IP接続については、IP-IP接続のインタフェース条件や呼の接続方法、POIビルにおける設備構成や保守運用等に係る技術的検討、IP-IP接続に係る精算方法(必要な信号条件等)等に関し、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」において、事業者間で検討を進めているところです。「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申にあるとおり、音声通信のIP-IP接続を開始するのは2021年以降の予定であり、音声通信のIP-IP接続に係る県間設備の料金・提供条件については、今後、音声通信のIP-IP接続に係る事業者間の検討・整理の状況も踏まえ検討していく考えです。

3. いわゆる網改造料等の一層の透明化

第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表に掲げる各機能により接続するに当たって支払う必要が想定される接続料(1の金額を除く。)であって、網改造料等、あらかじめ具体額を見通すことが難しい算定方法により設定されている項目について、その見込み額に関する情報の提供のため、実績値の例を示す等、一層の透明化を図るための方策について検討し、検討の結果講ずることとした措置を平成29年12月末までに報告するとともに、その内容を公表されたい。

- 網改造料については、接続事業者のご要望に応じ、個別占有的な設備を構築して提供するものであることから、従来より、機能名、料金額の算出式及び算出に用いる諸比率を「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、接続約款)に定め、公表するとともに、各機能の利用を要望する接続事業者から事前調査申込みがあった際には、網改造料の具体的な水準を予め見通すことができるよう、事前調査回答において見込額(利用事業者数等で按分する前の網改造料の年額料金を)を提示した上で、個別に按分後の料金額を提示しています。
- また、工事費・手続費の多くは、既に接続約款において具体的な料金額を規定しているところですが、料金額を実費と規定している一部の工事費・手続費については、個々の工事・手続ごとに作業時間が区々となることから、従来より、工事名・手続名、料金額の算出式及び算出に用いる作業単金を接続約款に定め、公表するとともに、当該の工事や手続が完了した都度、工事や手続あたりの実績額を接続事業者へ通知しています。
- 今般、新規参入を検討する事業者の予見性を高められるよう、上記に加え、
 - 網改造料については、他の接続事業者によって既にご利用いただいている網改造料の月額料金(直近の実績に基づき利用事業者数等で按分した後の概算額)
 - 接続約款において料金額を実費と規定している一部の工事費・手続費については、その目安額を、当社の接続事業者向けホームページにおいて開示します。

〔開示内容〕

(網改造料)

接続約款に規定する全ての網改造料について、直近の実績に基づき利用事業者数等で按分した後の月額料金(概算額)

上記概算額算定に当たっての事業者間按分パラメータ等

(工事費・手続費)

接続約款に料金額を実費と規定している工事費・手続費について、その目安額

〔開示場所〕

接続事業者向けホームページ

〔情報の更新〕

原則、年1回(接続料認可時)

※年額料金に変動が生じることの多い網改造料(IPoE方式のゲートウェイルータに係る網改造料)については、引き続き、変更の都度通知を実施

4. ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化

接続事業者からの要望を聴取した上で、接続約款にゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニュー(例えば、「1Gbps」や「100Mbps」といったメニュー)を設けることとし、その具体的な方策について検討し、その検討内容について平成29年12月末までに報告及び公表されたい。

[IPoE接続のゲートウェイルータ]

- 「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書案への意見募集において、ゲートウェイルータの接続用ポートに係る小容量化した料金メニューの要望に関する意見があったことを踏まえ、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会殿にご相談したところ、IPoE接続に係る理解を深めるために会員企業への説明会を開催してほしいとのご要望をいただいたことから、2017年10月に会員企業への説明会を開催しました。
- 上記説明会に参加された会員企業5社も含め、現時点でISP事業者からは、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化について、具体的な要望をいただいておりますが、当社としては、現在、ISP事業者からの要望に先立ち、具体的な実現案として「既存ゲートウェイルータのポートを変更(100G用のスロットを1G用に用途変更)する案」や「既存ゲートウェイルータに小容量専用装置を接続(100Gポートに小容量専用の装置を接続)する案」について検討を進めているところであり、ポートの一部を使えば技術的には実現可能な見込みです。
- 一方、ゲートウェイルータの小容量化にあたっては、VNE事業者より「ゲートウェイルータの利用効率が低下する」との懸念をいただいているため、今後、ISP事業者から申込みがあった場合は要望事業者だけでなく、VNE事業者を交え、効率的なネットワークの構築が損なわれることがないよう、全体として最適となるような解決策を検討していく考えです。
- 当社は、ISP事業者が様々な方法でIPoE接続を利用可能な環境とするために、IPoE接続を開始した当初から、VNE事業者に対して積極的にローミング提供するよう働きかけを行ってきました。また、新たにVNEとなる事業者に対しても同様の働きかけを行っており、今後も継続していく考えです。
- なお、ゲートウェイルータに係る機能については、「接続料の算定に関する研究会(第9回)」において、総務省より当該機能を基本的な機能と位置づけ、原則として網使用料として接続料を設定することが適当との考えが示されました。
- しかしながら、当社としては、ゲートウェイルータは接続事業者の個別の要望により設置するものであるため、本来、接続事業者が個別に費用を負担する網改造料とすべきと考えています。また、「接続料の算定に関する研究会(第10回)」において述べたとおり、仮にゲートウェイルータを網使用料化する場合であっても、接続事業者の要望に基づき新設・増設するものである以上、現在の網改造料と同じ費用負担方法・費用負担範囲・按分方法とすべきであり、これはゲートウェイルータの小容量化メニューについても同様と考えます。
- 具体的には、
 - － 短期利用による費用負担の不公平防止の観点から、利用を中止する当該事業者が利用中止に係る費用(残価等)を支払うこと
 - － 現在の費用負担範囲(料金設定権の範囲)を変更せず、接続事業者が費用を全額負担すること
 - － 非効率なネットワーク構築を助長させないよう、全国平均の網使用料ではなく、POI毎の料金とすること

が必要であると考えます。

〔音声通信のIP-IP接続のゲートウェイルータ〕

- 「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申でも示されたとおり、まずは2021年以降に開始するIP-IP接続に向けて、
 - IP-IP接続のインタフェース条件や呼の接続方法等
 - POIビルにおける設備構成や保守運用等に係る技術的検討
 - IP-IP接続に係る精算方法(必要な信号条件等)

等について、「PSTNマイグレーションに係る関係事業者間の意識合わせの場」において、事業者間で検討を進めているところであり、2017年度末を目途に合意し、技術仕様を確定する予定です。その後、各事業者において開発・検証等を進めることと並行して、「電話を繋ぐ機能POI(東京・大阪の2箇所の予定)」を決定し、POIの容量も検討していく予定であり、実際にどの程度の容量のポートが必要になるか、現時点で決まっておりません。

6. 利用者解約後の分岐端末回線に係る費用負担

貴社の加入光ファイバの分岐端末回線に接続事業者が接続する場合について、利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状等について調査し、当該解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方について、接続事業者の要望を聴取した上で検討し、措置を講じた上で、その講じた措置について平成29年12月末までに報告し、その内容を公表されたい。

〔利用者のサービス解約に係る対利用者対応の実務の現状〕

- サービス解約時の利用者対応は、接続事業者が実施しており、解約の後、残置されている分岐端末回線に係る利用者との再対応についても、接続事業者が実施しています。
- 接続事業者が当社の加入光ファイバに接続する場合、当社は接続事業者から接続事業者のサービスに係る契約者氏名及び契約者連絡先を共有いたしません。
- また、分岐端末回線が残置されるか否かにかかわらず、接続事業者のサービスを利用者が解約しても、当社は接続事業者から接続事業者のサービスに係る契約者氏名及び契約者連絡先を共有いたしません。

〔解約後の分岐端末回線に係る費用負担の在り方についての措置(KDDI殿との協議状況)〕

- 解約当時、KDDI殿の判断で残置されている分岐端末回線について、その後KDDI殿にて撤去すべきと判断した場合にも解約以前の利用者とは再対応が困難であるとの課題をお聞きし、その扱いについて、費用負担の在り方を含め、協議してまいりました。(2017年2月から12月にかけて、計8回)
- 費用負担の在り方については、「残置されている分岐端末回線に係るコストを含め、利用者が現用している分岐端末回線のみ接続料を適用することも考えられるのではないか」といった、「接続料の算定に関する研究会(第4回)」における構成員のご発言も踏まえて双方協議した結果、KDDI殿が残置するとしていた分岐端末回線のうち将来的にも再利用が見込まれないものを、当社も協力して実際に撤去することによりKDDI殿の費用負担を回避することとし、具体的な方策について検討を進めることでKDDI殿と合意しています。(2017年9月)
- その方策として、KDDI殿の利用者からのサービス解約後の分岐端末回線の撤去承諾を当社が取得するご要望をいただいたことから、撤去承諾に係る利用者対応を当社がビジネスベースで代行する場合の業務フローや概算金額等具体的な案を提示しました。(2017年9月)
- 当社の提案をうけ、現在、KDDI殿において、KDDI殿自身が折衝を行うか当社に依頼するかを検討していただいております。当社としては、KDDI殿における検討状況を踏まえつつ、当社に依頼するご要望があれば対応していく考えです。